

## 総務文教委員会会議録

### 招 集

平成31年2月13日(水) 午後1時 議会委員会室

### 出席委員(9名)

(委員長)岡田啓介 (副委員長)矢田貝香織  
安達卓是 稲田清 岡村英治 国頭靖  
田村謙介 三嶋秀文 安田篤

### 欠席委員(0名)

### 説明のため出席した者

【総務部】辻部長

[総務管財課]瀬尻課長補佐兼財産管理係長 清水主任

【総合政策部】大江部長

黒見人権政策監兼人権政策課長

[人権政策課]景井課長補佐同和対策係長 隠樹主幹

【教育委員会事務局】松下局長兼教育総務課長

[教育総務課]松浦主査兼教育企画室長 木村学校管理係長

[学校教育課]金川次長兼学校教育課長

[生涯学習課]片岡課長

### 出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 佐藤主任

### 傍聴者

石橋議員 遠藤議員 土光議員 戸田議員 中田議員 又野議員

報道関係者2人 一般2人

### 報告案件

- ・住宅資金貸付事業特別会計の廃止について[総合政策部]
- ・淀江地区の福祉施設用地について[総務部]
- ・米子市淀江公民館宇田川分館及び大和分館について[教育委員会]
- ・啓成小学校校舎整備等事業について[教育委員会]

~~~~~

### 午後1時00分 開会

○岡田委員長 それでは、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

本日は、執行部から4件の報告を受けたいと思います。

初めに、住宅資金貸付事業特別会計の廃止について、当局からの説明を求めます。

大江総合政策部長。

○大江総合政策部長 今委員会のうち総合政策部関係のものをまず1点御用意いたしておきます。住宅資金貸付事業特別会計の廃止を考えておきまして、具体的には来る3月定例会で条例の一部改正により特別会計を廃止する議案と、それから特別会計の、ある意味

赤字を一般会計から補填して繰り入れてゼロにするための予算の議案、これが具体的には3月定例会で提出予定でございますが、前もってこの方向にあるということをご告知させようとするものでございます。詳細につきましては、人権政策監により説明いたします。

**○岡田委員長** 黒見人権政策監。

**○黒見人権政策監** それでは、お配りしております1枚のレジюмеをもって簡単に御説明したいと思っております。まず、廃止概要でございますが、レジюмеに記載しておりますとおり、住宅資金貸付事業特別会計を3月31日で廃止いたしまして、翌年度から一般会計により返済金の受け入れを含めました経理事務と未償還分の回収業務を行うものでございます。

廃止に係る主な事務といたしまして、先ほど部長のほうからも御説明いたしましたが、毎年繰上充用として一般会計から繰り出しておりました繰出金を含めた関係予算を3月補正に計上するとともに、特別会計を廃止する条例を3月議会に提出し、御審議をお願いするものでございます。

廃止に至る経緯でございますが、書いてありますとおり、契約では平成32年度が最後の償還期日となっております貸付金を仮受金のほうが早く一括償還されましたので、本市もその返済金をもって起債の償還を完了させたところでございます。今後、滞納繰越分の元利償還のみとなることから、特別会計を廃止いたしまして一般会計で行おうとするものでございます。

参考までに、近隣の市におきましては、同じ理由で松江市が平成28年度から、出雲市が平成30年度から一般会計にされてますし、安来市、雲南市におきましても既に一般会計で処理なさっております。鳥取県内におきましては、鳥取市、倉吉市ともいまだ現年分の償還があり、公債費の償還が残っているところから、まだ特別会計で実施されていますが、公債費の償還が完了しましたら、本市同様、滞納分の償還のみとなりますので、一般会計できるように計画されているところでございます。

住宅新築の事業の概要でございますが、制度といたしましては、ちょっと古い話ですが、もともと厚生省とか世帯更生資金が行われていた住宅改修事業が昭和41年度に建設省に所管を移しまして発足した住宅改修事業を、その後担当しておるところでございます。昭和44年の国の同和対策事業の特別措置法の制定などから、当初は地区の改良事業などの面的整備事業を円滑に実施するため、小集落地区改良事業などの実施区域のみで実施しておりましたが、対象地域が広げられ、新築住宅資金は昭和52年度から、宅地取得資金は昭和53年度から、最後は平成8年度までの貸し付けを実施してきたところでございます。

この貸付事業でございますが、小集落地区改良事業との面的整備事業の実施とあわせ、対象地域の居住水準の向上には一定の成果を果たしてきたところでございます。本市におきましても、書いてございますように596件の貸し付け、金額にいたしまして18億2,600万以上の貸し付けを行っております。

裏面をはぐっていただけますでしょうか。(6)滞納状況でございますが、平成30年度末で未償還件数、滞納件数でございますが、64件、滞納額は1億7,500万程度になると予想しているところでございます。

今後につきましては、新年度からこの事業につきましては一般会計とするんですが、こ

れまで同様、債権管理・回収に最大限努めることとしまして、議会のほうにもこれまでと同様、決算の状況を報告するつもりでございます。

今後の回収状況でございますが、今後数年間の試算では、年間300万程度の回収を見込んでおります。実際に滞納者の方の自宅を訪問して生活状況をお聞きしますと、やはり高齢による生活困窮世帯が多いというのが実感でございます。また、借受人の方が死亡され、相続人の方と返済交渉しておりますが、なかなか返済に結びついてなく厳しい回収状況ではございますが、戸別訪問を繰り返し実施しまして、丁寧な納付相談や納付指導を行いまして、滞納額の減少に努めているところでございます。現在は、お貸しした貸付金の件数でいいますと89.3%の方が既に償還を終わっております。

公平性の観点から、滞納者の方には全額返済をしていただくよう分割納付を依頼し回収に取り組んでまいりましたので、引き続き返済に向けた取り組みをまず第一と考えて取り組んでいこうと思っております。ただ、どうしても回収見込みがない案件につきましては、債権管理条例を適用したり、国の償還推進助成事業により補助金をもらった上で、議会の同意を得て不納欠損処分を行うなど、債権の放棄も検討していくこととしております。

いずれにいたしましても、滞納者の生活実態をしっかりと把握しながら滞納額の減少に努めてまいることとしております。説明は以上でございます。

**○岡田委員長** 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

安達委員。

**○安達委員** 過去からの経過とかを教えてもらったんですが、最後のところですが、今後の方針っていうんですか、考え方について、国の償還推進助成事業により補助金をもらい、債権の放棄を検討するという説明をされたんですが、これは国の制度、事業を誰が申請して市に返すのか、ちょっとそこのところもう少し詳しく中身を教えていただけますか。

**○岡田委員長** 黒見人権政策監。

**○黒見人権政策監** これは、実は最終的には4分の3、市役所のほうに返ってくるんですけど、その財源内訳は2分の1は国、4分の1は県でございますが、それは貸し付けを実行した市が県を通じて国のほうに申請するようになっております。国のほうは了解をいたしましたら、先ほど言いました未償還金額等の4分の3が市のほうに入ってくるようなことになっておまして、実は以前にも1度、平成21年度でございますが、これを実行させていただきまして、1件だけこういう不納欠損処分をさせていただきました実例がございます。以上でございます。

**○岡田委員長** 安達委員。

**○安達委員** それと、これから一般会計へって今の説明だったんですが、時効消滅っていうんですか、何年間で時効になるのかっていうのは、これは法律では何年なんですか。

**○岡田委員長** 黒見人権政策監。

**○黒見人権政策監** これは私債権っていうことで、10年間でございます。

**○岡田委員長** そのほか、委員の方。

田村委員。

**○田村委員** ちょっと簡単なことを質問させていただきたいんですが、以前も私が代表質問か何かでやったと思うんですけども、この貸し付けをする、実行するに当たっての、

僕、銀行員的な立場だったんで、例えば担保にとるとか、団体信用生命保険を掛けていただくとか、そういうことで仮に亡くなったとしてもその保険金で返ってきたりとか、あとは担保として当然設定してるわけですから、そのあたり保全ができるという状況があるんですが、本市が行っているこれっていうのは、そういうものはないと解してよろしいんですか。

○岡田委員長 黒見人権政策監。

○黒見人権政策監 なかなか一般的に銀行が貸し付けできないのを、この制度でやるっていうのが本来の趣旨でございました。平成4年からは抵当権を設定しておりますが、当初のほうにつきましてはそういう抵当権ございませんし、何もそういう普通の銀行の借り入れのようなことは実際にしておりません。

○岡田委員長 田村委員。

○田村委員 ということは、登記簿謄本上は米子市とかそういう記載は一切ない、そういうことなんですか。

○岡田委員長 黒見人権政策監。

○黒見人権政策監 そうでございます。

○岡田委員長 田村委員。

○田村委員 じゃ、先ほど欠損というお話ありましたが、これ税金でございますが、これをいわゆる買われた方、悪意はないにしても、税金差し上げて家を上げたとか、どれぐらいの返済か知りませんが。いわゆる特定の方に利益供与といいましょうか、財産、資産、お金ですよ、税金。これを差し上げたということになるんですか。そういうことですよ。

○岡田委員長 大江総合政策部長。

○大江総合政策部長 端的に言えばそういう措置まですればということはありませんけれども、制度の成り立ちからいって、当初の時点で、例えば担保にとるとか保証人にとるとかって、そういうようなことが不可能な方、それでも地区の環境改善ということで何らかのものが必要だろうというところからの成り立ちでございます。

ですから、その時点ではある程度、もうリスクを考えながらというのもおかしいですけど、何とか返してもらおう。最終的には土地、建物のための資金でございますので、基本的に土地、建物はそこであるだろうと。ただ、その時点で抵当権をつけたわけでもございません。抵当権つけたのは、平成4年になってやっとでございました。それはもう滞納の状況がどうにもならんと。途中で抵当権はないにしても、例えば民事訴訟等を起こして債務名義をとった上で差し押さえ等も、これは方法論としてはございましたが、いかんせんそこに住んでおられるものですから、要は立ち退かせてそれを処分してお金を取るというようなことになると、もともとのこの制度の趣旨と反することになります。

今おっしゃったようなところで、要は税金で最後は補填せないけんのじゃないかということになりますと、今後、住民がいなくなってどうにもならんようになったときには、先ほど言いましたように県と国で4分の3は補填してくれる、つまり国主導での制度の結末というところで、要は一般の民間の貸し付けで国や県が4分の3補填してくれるっていうことはまずないんですけど、そういう背景があったということをもっと御理解いただきたいと思っております。

実は、4分の3の補填についても割とやっぱりいろんな要件がございまして、それを満

たして不納欠損処分したときに初めてできるというのがございます。今後は一般会計に移して、これ以上債務はふえていきませんので、これを減少させていくために国・県の制度も十分に活用しながら、処分できるものはどんどん処分していくという方向であらうと思っています。以上です。

○岡田委員長 田村委員。

○田村委員 私も銀行員時代に督促とか滞納対策したことがあります。言われてたのが、結局返ってこないお金は自分のお金だと、自分が出して貸したお金だと思いなさいという教えがあったんですね。やっぱりお金に対する、皆さんは当然業務でされたかもわかりませんが、国とか県関係なく大事な税金、要するに市民、県民、国民のお金なんですよ、それを返してもらうんだという、やっぱり熱意がちょっと足らなかったんじゃないかということは指摘せざるを得ないと。要するに貸し付けの件数に対する滞納件数すごい割合なんです、1割以上ですから。銀行じゃとんでもない話でございます。ですので、やはりそれに対する執念といたしましうか、そういったものもしっかりと相手方に伝えつつ回収業務に当たっていただきたいということを希望し、指摘したいと思います。

○岡田委員長 岡村委員。

○岡村委員 何点かちょっとお伺いしたいと思うんですけど、まず今後も戸別訪問を繰り返して回収されるというふうに書いてあるんですけども、徴収体制はどういうふうな形を今後とっていくのか、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

○岡田委員長 黒見人権政策監。

○黒見人権政策監 担当は同和対策係ということで職員が2名しかおりませんが、課長の私とか、今後、課でも広げて徴収体制を確立していきたいと。夜間徴収のほうにつきましても今以上にやっていかないといけないのかなと感じているところでございます。

○岡田委員長 岡村委員。

○岡村委員 あわせて、回収計画とかそういうものってなかなか、最近では年間に300万ちょっとという回収状況なんですけども、こういうものっていうのは今後、例えばそれをずっと1億7,500万全額回収できるっていうふうに見込まれてないということなんですけども、今後どういうふうな回収計画で臨もうとされているのか、そこら辺はあるんですか。

○岡田委員長 黒見人権政策監。

○黒見人権政策監 すごく妙薬っていうのは、なかなかすぐには難しいかと思うんですが、やはりちょっと毎月の分納が滞っているようなことがわかりましたらすぐ行って状況を把握するとか、そういう細かな訪問っていうのが必要ではないんだろうかとは考えております。

○岡田委員長 岡村委員。

○岡村委員 特に、もともと制度の発足当初から本当にこういう貸し付けをやっていいのかというふうなことが言われていたものなんですけども、結局最後は市民、国民の税金で尻拭いするということは本当に情けない話だというふうに思うんですが。国の償還推進助成事業による補助金ということについて、先ほどちらっと触れておられましたけども、具体的にどういった要件を満たせばこの事業に当てはまるのかといったことっていうのは明らかになってますか。

○岡田委員長 黒見人権政策監。

○黒見人権政策監 要綱がありまして、その要綱に該当するものであればいいんですけど、例えば借受人が死亡し相続人が相続を放棄した場合とか、借受人の破産ですとか、借受人の居所不明、あるいは生活保護でかつ財産を所有してないとか、そういうことが借受人と保証人のほうの関係もございまして、それを1件1件、今、見きわめながら考えているんですが、なかなかこのハードルが実はちょっと高くて、なかなかそれに該当するようなものは今のところございません。以上です。

○岡田委員長 岡村委員。

○岡村委員 これまでに1件あったというふうに先ほど説明があったんですけども、これは具体的にどういった形で要件が満たされたということになってるんですか。

○岡田委員長 黒見人権政策監。

○黒見人権政策監 これ、住宅改修資金の不納欠損もございましたが、その方は高齢者で、借受人が亡くなった、借り受けの妻の方がずっと払っていらっしやんたんです、妻の方だけが相続人ございました。その妻の方が88歳ぐらいの高齢者の方で、ずっと生活保護をなさっておられまして、生活保護は抜けることもないと。連帯保証人さんも既にお亡くなりになりまして、こちらのほうも払ってもらうようには言ってたんですが、結局支払いがございました。回収ですけど、建物が普通にあるんですけど、それも底地はどうも違う所有者の方だったみたいでして、市のほうが知らないうちに地権者とのいろいろトラブルがあって家はもう壊してしまったということで、それも実は私らもちょっと知らなかったんですけど、そういうことで売のような物件が全くございませんでしたので、県・国と相談いたしまして、補助金がもらえるというところから、不納欠損をさせていただいたところがございます。

○岡田委員長 岡村委員。

○岡村委員 今のその人も、何か本当に何とかそれに至るまでにできなかったのかというふうに思うところが正直なところですよ。やっぱりそういったことが全部補助金でやればいいわいということがないように、やっぱり細やかなこれからの状況把握っていうのもぜひ努めていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

○岡田委員長 そのほかの委員の方、ございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 ないようですので、総務文教委員会を暫時休憩いたします。

午後1時18分 休憩

午後1時19分 再開

○岡田委員長 総務文教委員会を再開します。

淀江地区の福祉施設用地について、当局からの説明を求めます。

辻総務部長。

○辻総務部長 淀江地区の福祉施設用地について御説明を申し上げます。この福祉施設用地の概要についてでございますが、裏面に地図をつけてございますが、福祉施設用地は旧淀江町が高齢者福祉の増進を図ることを目的としまして、旧淀江町の土地開発公社が地権者から購入し、社会福祉法人ソウェルよどえ、現在の社会福祉法人いずみの苑に売却することを計画したものでございます。裏の図面を見ていただきますと、現在、この網かけの

ところがまだ売却せずに残っているところをごさいますて、それ以外のところにつきましては、いずみの苑さんのほうで購入しておられるということになります。

それが、次の段落でございすが、最終の4期部分の土地が市有地として、市有地といひますのは旧淀江町土地開発公社が持っていたものが、新米子市の土地開発公社がそのまま受け継いだ関係で土地開発公社を解散いたしましたので、その時点で市が保有することになったということございすが、それが市有地として現在も残っておりまして、旧淀江町との合併時にソウェルよどえと交わした覚書に基づきまして、いずみの苑に対し、早期に米子市土地開発公社の解散時の簿価で買い取るような協議を行ってきたところございひます。このたび、いずみの苑さんから示された事業計画に基づきまして協議を重ねた結果、平成31年度にいずみの苑さんが福祉施設用地の網かけのところの半分を簿価で買い取るということで合意に至ったところございひます。

その土地の所在は書いてあるとおりございすが、面積といたしましては1万450平方メートルということございひます。

これまでの主な経緯は、先ほどの概要と重複することございひますので割愛いたしひすけれども、平成25年12月、米子市土地開発公社を解散することに伴ひまして、米子市がこの用地をもらひ、かわりに銀行へ債務を代物弁済ということ返したといひうないきさつございひます。そして、毎年ずつこの土地の購入については協議を行っていたところですが、今年度につきましても鋭意交渉を行ってきた結果、31年の1月ございひますが、いずみの苑さんが残る土地の半分を簿価で購入するといひうことを最終確認したところございひます。

今後についてございひすが、平成31年度にこの福祉施設用地の半分を簿価でいずみの苑へ売却いたしひして、残地については民間への売却や当市による土地利用等を検討するといひうこととしておりましたが、このたび淀江保育園と宇田川保育園の統合後の保育園用地として利用したいといひう旨の意向が淀江・宇田川保育園の保護者の方や、また担当の福祉保健部からも出てきたことがございひまして、その方向で進めたいといひうことを内部では検討しているところございひます。しかしながら、この用地をどうするかといひうことは一つもまだ決まったものではございひません。地元の関係者の方の中には現位置、淀江保育園の場所等を含めまして慎重に検討すべきではないかといひう御意見もございひます。そういひったことを踏まえまして、引き続き丁寧な説明と意見調整を行っていきたいといひうことが現在考えているところで、現時点ではそこまでの報告といひうことになろうかと存じまひす。説明は以上です。

**○岡田委員長** 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めまひす。

岡村委員。

**○岡村委員** ちょっと最初に確認させてもらひたいと思ひうんですけども、面積として1万450平方メートルといひうふうに書いてありますけども、これがいずみの苑さんが買い取る面積といひうふうな形なんでしょう。それとも、この網かけの部分の面積が1万450なんでしょう。

**○岡田委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** この1万450平方メートルは網かけのところ全部といひうことございひ

まして、これを半分簿価でというお話がこのまま成立いたしますと、購入いただきますのは約5,000平方メートルということになります。

○岡田委員長 岡村委員。

○岡村委員 半分ということで約5,000平米ということなんですけども、これは例えばこの地図の上でいきますと、いずみの苑に近いほうを購入されるというふうなことなんでしょうか。

○岡田委員長 辻総務部長。

○辻総務部長 一応、今、いずみの苑さんとお話をしている中では、ここの半分ぐらいに線を引きますと、この上のいずみの苑さんのここに特別養護老人ホーム等がございますけれど、そちらのほうをという方向で話をしているところでございます。

○岡田委員長 岡村委員。

○岡村委員 簿価で買い取ってもらうということなんですけども、これは幾らなんですか。

○岡田委員長 辻総務部長。

○辻総務部長 現在、ここの簿価が全ての網かけのところで約1億4,000万程度ということになっておりますので、半分ということになりますので、約でございますが7,000万円程度ということで考えております。

○岡田委員長 岡村委員。

○岡村委員 そうすると、ちょっと電卓がないのであれですけども、平米当たり幾らになるんですか。

○岡田委員長 辻総務部長。

○辻総務部長 1平方メートル当たり1万3,285円でございます。

○岡田委員長 岡村委員。

○岡村委員 1万3,285円ということなんですけども、この近傍のあたりでは大体どのくらいになるかっていうのは調べておられるんでしょうか。

○岡田委員長 辻総務部長。

○辻総務部長 それにつきましては、調べてきたというわけではございませんが、この1平方メートル当たりの単価といいますのは、旧淀江町の土地開発公社が持っている時代から、銀行からの借り入れをして土地の取得をしているといったことで、利子の累増により簿価が増加してきたといったいきさつで金額が大きくなっているといったことがございます。したがって、近傍の類似の土地と比較いたしますと高い単価になっているというふうに考えております。

○岡田委員長 岡村委員。

○岡村委員 それでお聞きしたいのが、平成17年3月に土地開発公社の簿価にてソウエルよどえが土地購入する旨を文書で取り交わしたという覚書があるということなんですけども、一応、高齢者福祉のための福祉施設用地として全体を造成、旧淀江の土地開発公社がされたということなんですけども、そうすると、いきさつからすれば1万450平米っていうのは全ていずみの苑さんに買い取ってもらうということが筋なんではないでしょうか。

○岡田委員長 辻総務部長。

○辻総務部長 岡村委員さんおっしゃるとおりでございます、もともとそういったこと

でこの土地を旧淀江町が旧淀江町土地開発公社に地権者から購入させたという経過がございます。ただ、この平成17年3月、淀江町との合併の時点でこの覚書の取り交わしはいたしました。その後、簿価が高いといえますか、そういったこともありまして、ここを全部買ってくださいという交渉はずっと米子の土地開発公社、そして米子市が引き継いだ後には総務管財課のほうで土地交渉はずっとしてきておりました。私も昨年度、今の立場になりましてから実際にいずみの苑さんに行きまして、この全てを簿価で購入してくださいということも申し上げたような経過がございます。しかしながら、なかなか1億4,000万ということで、その後そこに建物を建てて、収支を合わせていくというのはなかなか難しいといったことはあったのではないかと私は思っているところでございまして、その中で、どこまでなら今、買っていただけるのでしょうかといったような交渉もする中で、今の施設の増改修事業というものの計画等もお持ちでありましたので、そういった中で半分は簿価で買いたいというようなお答えをいただいたと。

同時に、それと時を同じくしてといえますか、今の淀江保育園、それから宇田川保育園が老朽化がかなり進んでいると。これを子どもの保育環境を整えるという意味で、できるだけ早くいい環境をつくっていきたいという福祉保健部の思いがある中で、ここの土地が使えたら、今の保育園で最後までプレハブを建てることもなく、騒音があることもなく保育の環境が充実したままで新しいところに移れるといったメリットもございまして、そここのいずみの苑の用地を使えないかなというような声が、水面下ですけど、そういう声もあったというようなことが同時にございまして、そんな中で、それであればこちらの土地で保育園をというように考えるのもよいのではないかと経過でございます。

**○岡田委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** ということは、このいずみの苑が社会福祉充実計画というものを策定された中には半分入ってるけども、あと半分は知らないよということになってる、いわば当初からのいきさつから言えば無責任な計画ですね。いわば勝手に立てておられるというふうには、そういう言い方もひどい言い方なるかもしれませんが、言えるんじゃないかと思えますけど、そこら辺は市としてはそれでいいとする、この計画でいいですねということでは、言ってこられたのかどうなのか、そこら辺はいかがでしょう。

**○岡田委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 最初の話に戻るんですけども、やはりこの全てを購入いただいて、高齢者の福祉のための施設を整備していただくというのが本来ではございますが、今、先ほど申し上げた半分につきましては、具体的な計画をお持ちだったということがございまして、それについてはぜひ前に進めたいということでは思っておりますが、残る半分につきましては、まだ具体的な計画のところまではいってなかったように伺っております。その中で、先ほど申し上げました淀江・宇田川両保育園の統合、そして子どもにとってよい環境をできるだけ早く整備できたらいいなという思いで、市のほうでそれを使ってはどうかという案が生まれてきたというような経過でございます。

全部のきっちりとした計画ということが、委員さんの御質問でいけば、お答えとしてはそうはなっておりません。半分は具体的に決まっております、残る半分につきましては、まだその具体的な用途は定まっていなかったように私のほうは理解しております。

○岡田委員長 岡村委員。

○岡村委員 そこに施設の増改修事業を実施するというふうに書いてあるんですけども、具体的にどういったことで残りの、いわば5,000平米を活用、利用されようとしているのか、そういう計画っていうのは明らかになってるのでしょうか。

○岡田委員長 辻総務部長。

○辻総務部長 本市のほうで伺っている計画といたしましては、あちらが持つておられる特別養護老人ホームにつきましてユニット化といいますか、そういったことをやってみようというような計画になってございますけれども、まだこの使い方につきましては検討段階であるということで、具体的にこれでもう必ずやるというふうに決まったものではないというふうに理解しているところでございます。

○岡田委員長 済みません、一つだけ。これ覚書というふうに先ほどからおっしゃってませんが、契約書じゃなくて覚書だったということによろしいんですね。

辻総務部長。

○辻総務部長 そうでございます。

○岡田委員長 わかりました。そのほか、委員の方。

安達委員。

○安達委員 過去の経過からずっと説明もされてきたんですが、以前、議会のほうでもこの福祉施設用地の今後のありようはっていう質問をされたときもあつたりするんですが、この用地について今後のことですが、あくまでも予定ですから今の段階で確定なものはないかもしれませんが、今、説明されたときに淀江保育園と宇田川保育園は30年度当初のところでは定員が110と45で155ぐらいな保育園を今、施設管理しておられますよね。今後の話ですけれども、これと同じような保育園運営の中で定数を保とうとされてるのか、ちょっとそこがお聞きしたいところです。

○岡田委員長 辻総務部長。

○辻総務部長 そちらの詳しい次の保育園の構想につきましては、改めましてあした福祉保健部のほうが委員会で説明するというふうには考えておりますけれども、私どもが聞いている範囲でお答えいたしますと、やはり広さといいますか、そういったものはやはり今の保育園の広さというのを踏まえた広さが欲しいというふうには聞いておりますので、やっぱり定員につきましてもそういったところが基本になるのではないかとというふうに思っております。

○岡田委員長 安達委員。

○安達委員 もとに戻って、説明された施設用地ですけれども、位置図を見ながらですけども、北のほうから、上から言いますと、町の老人福祉センター、これは市の老人福祉センターですから公有地ですよね。隣の身近な運動広場、これも市の土地なのかなっていうのを確認したいのと、それで法人さんが管理される用地ですか、さっき言われた岡村委員の質問の中でいくと、北側のほうが法人さんが管理される。それで、下が市の土地になる配置図になるんですかっていうのを確認したいです。

○岡田委員長 辻総務部長。

○辻総務部長 上の老人福祉センター、デイサービスセンター、それから身近な運動広場というところにつきましては、ちょっときちんと確認してきておりませんが、市の

土地であるというふうには思っているところで、少なくとも身近な運動広場は米子市の市有地というのはここで確認ができるところでございますし、淀江町老人福祉センターのデイサービスセンターもそうだったのではないかというふうに、済みません、思っております。

それから、先ほど説明いたしました残った網かけのこっち側がいずみの苑さんが購入していただけたとした場合、こっちの下がっていうことに通常だとなるわけでございますけれども、まだまだ地元の方との説明もこれからというところでございますので、今の段階でこの下側のところに保育園を建てるということまでは確定的なお話としてはできる段階ではないのかなというふうには考えております。ただ、米子市が仮に保育園をここで整備するということになった場合は、改めていずみの苑さんとかいろいろ相談させていただきながら、どういう配置がよいのかということは考える余地があるのかなというふうには考えております。

**○岡田委員長** よろしいですか。

**○安達委員** いいです、はい。

**○岡田委員長** そのほか。

国頭委員。

**○国頭委員** 何か先ほどから聞いてますと、全部買ってもらう予定だったのが半分しか買ってもらえないので、その後その余ったのを保育園へということ考えておられますが、保育園っていうのも余った土地だけで足りるのかどうかというのもしっかり考えながらやっていただかないと、また足りないっていうことになるであれですし、何かちょっともう、そのあたりしっかりと、本来は全部買っていただくべき土地ですので、早く売却しないといけないということもあったんでしょうけども、そのあたりちょっと不十分な感じもしておりますが、ちょっとこれは意見として。今後も保育園のことに關しても、少し場当たりじゃないんですけど、市の土地があるからここにということではなくて、しっかりと理由、あしたあると思いますけども、計画を立てて適地を選んでいただきたいと思っております。ちょっと意見として言わせていただきました。

**○岡田委員長** そのほか。

辻総務部長。

**○辻総務部長** 国頭委員の御意見ありがとうございます。踏まえまして検討したいと思います。

続きまして、一つ御報告、お願いさせていただきたいことがございます。先般1月18日開催の、この総務文教委員会におきまして、平成31年4月1日付、行政組織機構改正の検討状況について調査課を中心に御報告させていただきました。この際、課の内部組織等の見直しを含む人事給与制度改革について、職員組合と交渉中であるという旨のお伝えを副市長のほうからもさせていただいていたところでございます。年度末も近づいてまいっておりますので、本来であれば本日にでも、この人事給与制度改革の内容並びに行政組織機構改正の最終的な内容を御報告させていただくことができるといふふうに考えておりましたが、職員組合と市長との交渉というのが、間では必要となつてまいりまして、これを来週に控えておりますことから、大変申しわけありませんが、本日は御報告させていただくことに至りませんでした。今後、組合と市長との交渉の後、御報告すべき内容の整

理ができましたら、取り急ぎまして委員の皆様には資料を送付させていただきたいと考えております。なお、資料の説明につきましては資料送付の際、委員長さんや副委員長さんに御相談させていただければというふうに考えておりますので、以上どうぞよろしくお願いいたします。

○岡田委員長 了解しました。それでは、そのほかありませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 それでは、総務文教委員会を暫時休憩いたします。

午後 1 時 4 0 分 休憩

午後 1 時 4 1 分 再開

○岡田委員長 それでは、総務文教委員会を再開いたします。

米子市淀江公民館宇田川分館及び大和分館について、当局からの説明を求めます。

片岡生涯学習課長。

○片岡生涯学習課長 米子市淀江公民館宇田川分館及び大和分館について、御報告をいたします。旧米子市、旧淀江町の合併時に分館化をいたしました米子市淀江公民館宇田川分館及び米子市淀江公民館大和分館につきまして、淀江町宇田川地区及び大和地区における社会教育並びにまちづくりの充実を図ることを目的といたしまして、このたびそれぞれの分館を宇田川公民館、大和公民館へと移行するものでございます。

分館から公民館への移行の経緯でございますが、御案内のとおりそれぞれの分館は旧淀江町におきまして、淀江中央公民館のもと、淀江公民館、宇田川公民館、大和公民館として設置をされておりましたけども、旧米子市との合併時における協議におきまして、両公民館を淀江公民館の分館として位置づけていたところでございます。合併以来、職員体制につきましては、宇田川分館、大和分館ともに分館長を除き職員 2 名体制で事務を取り行ってきたところでございます。公民館が取り扱います業務につきましては、社会教育、生涯学習の業務のほかに、自治連合会に関する業務であるとか、それから地区社協の業務もございまして、ところが平成 30 年 4 月に、この淀江地区から宇田川地区、それから大和地区、この両地区におきまして、新たに自治連合会が結成されましたことから、両分館の業務について増加が予想されるということから、昨年 4 月から職員を 2 名から 3 名体制としたところでございます。

今後の淀江 3 地区、淀江、宇田川、大和のまちづくり、また淀江地域の地域振興の観点からも宇田川・大和分館をそれぞれ宇田川公民館、大和公民館として、今後位置づけるものでございます。

今後のスケジュールでございますが、この 2 月 20 日に開催を予定されております米子市淀江地域審議会によって、この案件につきまして御報告をさせていただきます。3 月議会に米子市公民館条例を改正する条例を上程させていただくという予定となっております。あわせて、31 年 4 月の施行予定へというふうに思っております。以上でございます。

○岡田委員長 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

国頭委員。

○国頭委員 分館から普通の公民館に昇格してっていうのはわかります。ただ私、2 名から 3 名で、業務量が増加するということですが、どの程度この増加を考えておられる

のか。とりあえず3名とされることに対しては、わかるんですけども、ただ、前に議会でも質問しましたけども、この3名体制というのが、ずっと何十年と30年、40年と続いているんです。うちの加茂とかでも22自治会あって、住吉でもすごい大きい自治会があるんですけど、業務量が半端なくて、3名から4名という話も要望もあったりしてると思うんですけど、ずっと3名体制というのは業務量というのをしっかりと、私、把握してもらいたいと思いますけど。だから、やっぱり人口とか業務に応じて職員体制を見直すべきとか、今まで変えてこなかったというのが、ちょっと私はどうかと思ってるんですけど、そういうことをやっぱり今後しっかりとされていくべきと思ってるんですが、そのあたりどう考えておられるんでしょうか。

○岡田委員長 片岡課長。

○片岡生涯学習課長 昨年の機構改革によりまして、4月1日から公民館の業務関係といえますか、そういうのも含めてございますけども、総合政策部の地域振興課と共管という形で合わせていただきました。それ以来、各館でさまざま業務はとり行っておりますが、その業務の中でいわゆる市長部局からおりてくる業務といえますか、自治連合会に依頼をしたり、また社協のもとであったり、それが結局はね返って公民館の職員への業務という形になっているのが実情でございます。それぞれ地区にさまざまな行政上の団体といえますか、そういうものもございます。例えば、環境をよくする会であったり、交通安全の指導員であったり、それが地区ごとにある意味、割り当てられているもの等もございます。そういう団体の業務、それから会計業務であるとか、そういう事務的なことも含めてそれぞれ公民館の職員が行っております。市長部局で取り扱ってる業務の中身、これは今後整理できないかということで、地域振興課を中心に今、現場の調査、それからもう一つはそれをお願いをしている各課に業務の中身等については、今検討をしていただくように適宜やっておるところでございます。

国頭委員のほうからもお話がございました、それぞれの課の業務量に応じてという、この部分は非常にこれからしっかり考えていかなければならないとは思いますが、現段階でもともと公民館、いわゆる社会教育という視点からいきますと、そこら辺の人数で各地域にある意味差があってはならないだろうというところから、職員の3名体制という形で従来からさせていただいてるところでございます。

今後、その公民館の行う業務を勘案しながら、職員体制については今後検討していく課題であろうというふうに思います。以上でございます。

○岡田委員長 国頭委員。

○国頭委員 これは、もう何年前でしょうか、四、五年前に議会で質問したことでありますけども、やっぱりこの業務量に応じての職員体制、それから今後の公民館のあり方も踏まえて人員的配置というのは、なかなか行革っていうものに対して、効率化というものに対しては公民館というのはなじまないものだとは思っておりますけども。全体的にそういった動きがある中、そういったことも公民館の中で、教育委員会の中でしっかりと取り組んでいただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。要望をお願いします。

○岡田委員長 そのほか委員の方、ございませんでしょうか。

安達委員。

○**安達委員** このことは、きょうは報告事案というふうに捉えていいんですね。ですから、そうだ、承認だということは次の手続のところで行えばいいでしょうか。ちょっとそこを確認させていただけますか。

○**岡田委員長** 片岡課長。

○**片岡生涯学習課長** そのとおりでございます。3月議会に公民館の条例の改正案を出しますので、そこで審議をと、そういう方向に進めておりますということで、御報告をさせていただいたところでございます。

○**岡田委員長** 安達委員。

○**安達委員** じゃあ確認ですが、これからの移行スケジュールの中にある淀江地域審議会でも報告ということになるんですか。

○**岡田委員長** 片岡課長。

○**片岡生涯学習課長** そのとおりでございます。

○**岡田委員長** よろしいですか、そのほか。

〔「なし」と声あり〕

○**岡田委員長** それでは次に、啓成小学校校舎整備等事業について、当局からの説明を求めます。

松下教育委員会事務局長。

○**松下教育委員会事務局長** 次に、啓成小学校の校舎整備の事業につきまして御報告させていただきますと思います。啓成小学校につきましては、非常に老朽化が進んでおりまして、今後改築を行いたいというふうに思っております。それであわせまして、今現在、子育て支援課所管の東保育園でございますけれども、これ啓成小学校区にあるんですけれども、この東保育園も今現在新築移転を検討されているということで、この啓成小学校の校舎整備にあわせまして、東保育園の移転改築をあわせて検討したいというふうに考えておりますことを御報告させていただきますと思います。

経緯につきましては、ここの2番に書いておりますけれども、啓成小学校につきましては、今最も古い管理教室棟が昭和31年の建築でございます。市内の小中学校で最も古い校舎でございます。そのため、老朽化が進行しておりまして、屋上防水ですとか、外壁、床等の内部仕上げなどが各部で劣化が進んでおりまして、児童生徒の安全・安心を確保して教育環境の改善を図るために早急な改築等が必要であるというふうに考えております。

啓成小学校の校舎の整備方法といたしましては、当初は、現在工事中でございます就將小学校と同様に、コストを抑えながら建てかえと同等の教育環境が確保できる長寿命化改修を予定しておりましたけれども、何分古い建物でございますので、管理教室棟から教室棟への段差解消、これが非常に増築増築で段差が非常にあるということもございまして。そういったところでさまざまな改築が必要となるということで、長寿命化改修の事業費を比較検討したところ、長寿命化改修の大きなメリットでございますコストの削減効果というのが、なかなか見込めないことが判明したために改築を選択しようとしておるところでございます。

その一方で、御承知のとおり子育て支援課所管の東保育園につきましては、公立保育所の統合建てかえ構想におきまして、単独での建てかえを考えておられます。既存の敷地では非常に狭いということがございまして、移転が必要であるというふうに考えて、移転場

所の検討を行っていただいております。

このような状況の中で、現在、教育委員会におきましては、こども未来局と連携をしまして、保育園と小学校の連携を進めていく取り組みに今年度から特に力を入れております。そういったことから啓成小学校の敷地内に東保育園の建設用地を確保することで、本市で初めての挑戦になることと思っておりますけれども、保育園と小学校の連携型の学校整備を行いたいというふうに考えておるところでございます。

4番目が整備スケジュールについてでございますけれども、現在予定しておりますのが、平成31年度に、これは保育所の移転改修工事も含めた基本設計をやりたいなというふうに思っております。それで、その翌年の32年度につきましては、この基本設計をもとに実施設計、そして33年度に1期工事、34年度に2期工事ということで、その後、学校の機能が完全に移行した後に東保育園の移転、改修工事を35年度以降予定しているというところでございます。説明は以上です。

**○岡田委員長** 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

安達委員。

**○安達委員** きょうの報告に至るまでに何点か事前にお聞きしようとしたんですが、なかなか資料的には説明も含めてできないということで、きょう新たな資料が何かあるのかなと思ったんですが、なさそうですんで、なかなか指摘とか確認もできないんですが。事前に伺ったところでは、今の施設用地をそのままにしといて、校舎もあって、移転しながらの建て方ではなくて、一部壊しながらそこに校舎を建てていくという方式だということになってますので、この方式っていうのは、今まで余り米子市では、そのような学校校舎の建て方っていうのはないように聞いたんですが、その計画っていうのが、どの時点で明らかにされて、最初にどこを壊していくか。それから、最後は35年には保育所の建設ということをおっしゃいますが、今の学校のかかわりで、どのような考え方で進められていくのか、もう少し具体的なものがあればと思ってお聞きしたいんですが、どうでしょうか。

**○岡田委員長** 松下事務局長。

**○松下教育委員会事務局長** 今現時点で、きちっとした絵っていいですか、そういったものは準備しておりません。今後、基本設計をいろいろ決めていく中で、校舎の建てかえの手法についても、この中で検討していきたいというふうに思っています。委員の今、御質問の中でどういった建て方をするのかっていうことで、方法としては大きく2つあるのかなというふうに考えております。一つは、今のグラウンドに例えば仮設校舎を建てて、それで仮設校舎に機能を移して、その間、今の校舎を取り壊して、そこに新しい校舎を建てるという方法。もう一つは、例えばグラウンドに新しい校舎を建てて、校舎の完成後に機能を新しい校舎に移して、その後、今の校舎を取り壊すというこういった方法が考えられるかと思うんですけれども、現時点ではまだ、詳細な基本設計という部分も、どこの業者さん等に依頼をするのかということも含めまして、まだ詳細なことは決めておりませんので、わかり次第、また節目節目で委員の皆様には御報告をさせていただきたいというふうに思います。

**○岡田委員長** 安達委員。

**○安達委員** 2つある、例えばっていう前提があったんですが、そのような考え方かなと

は思いつつ質問させてもらったんですが、それと既にもう動きとしてありますが、普通教室のエアコン設置の予定が3カ年ですか、組み込まれておりますが、その業者もそうですけれども、大きな事業だと思ってますので、いわゆる市内含めてですと、業者の負担がどうなのかな。というのは、業者が確保できるのかなと。これは先の話だからってということなんでしょうけれども、そこのところの心配をすところをどのように今、当局担当者は思っておられるか、そこのところが今この場で明かされるなら明らかにしていただきたいと思うんですが。

**○岡田委員長** 松下事務局長。

**○松下教育委員会事務局長** エアコンの整備につきましては、今現在、全ての普通教室等につけるということで、鋭意進めているところでございます。それで啓成小学校の、例えばこのスケジュールでいきますと、33年度から改築工事というふうになりますので、今現時点ではエアコンの設置工事については、この時点では既に設置が完了してるんじゃないかというふうに考えますので、そのエアコンについては特に心配がないんじゃないかというふうには考えております。

**○岡田委員長** 安達委員。

**○安達委員** それと、新たな方式だと思うんですが、小学校と保育園を近くに建物を建てられると、機能も近くに集約されるんですが、これも非常に新しい方式かなとは思いつつ、このことの保育園のことについては、あしたの委員会でもまた、その場面で明らかにされにゃいけないかなと思いつつ、そこのところで、きょうはきょうで総務文教委員会で。保育園の動きっていう考え方というのは、もう少し具体的なものがあるのでしょうか。今、説明が若干あったと思うんですが。例えば、我々が関与すべきことではないかもしれませんが、今ある園と、ここに移設された場合に遠くなるへんかなと思ったりするところは、どの程度今、意見聴取されてるのか、そこがわからないんでしょうか。

**○岡田委員長** 松下事務局長。

**○松下教育委員会事務局長** 保育園の件につきましては、こども未来局が所管してやっておりますので、私が今現在、協議の中での話ということで御理解いただきたいんですけども、東保育園については単独での建てかえということで考えておられるようでして、現在、所在している東保育園の敷地が非常に狭いということで、道路も狭いですし、駐車場も6台程度しかとまらないということで、なかなかここに新たにということは、非常に難しいということで、同じ啓成小学校区内での移転を考えておられるということで、啓成小学校も新築移転ということで、こども未来局とは現在、保幼小の連携ということで、非常に緊密に連絡をとってやっておりますし、切れ目のない支援体制ということも今年度から特に力を入れてやってるところですので、そういった中でそういった複合施設ができれば、よりその連携が深めていけるんじゃないかということで、両者協議をして現時点での報告になっております。

**○岡田委員長** 済みません。保小連携ということで、総務文教委員会でもやらせていただきます、あしたも市民福祉のほうでやられるということなんですけど、これ議長のほうなり、あと議員のほうにも私のほうからお願いをしようと思ってるんですけども、保小連携事業、その全体を協議する専門の委員会がないということで、結局ここに保育園の関係の方も来ておられませんので、事業として全体図を見るときに、要は教育委員会からだけ

聞くとか、保育の関係からだけ聞くということでは、全体としての議論ができないということがあると思います、今の質問でも。そこはまた議長なり議運のほうの委員長と相談をしてそういった形、例えば総務文教委員会のほうに保育園の関係者の方も来ていただくような形をとれるのかどうかということも含めて、また協議をしたいと思いますので、どうかお含みおきをお願いしたいと思います。

じゃあ引き続き。

岡村委員。

**○岡村委員** 一応、今の啓成小学校の敷地に新たに東保育園の移転改築するということなんですけども、新たに保育園機能というものの施設が加わることになって、先ほど説明の中でどういう配置にしていくのか、校舎、グラウンド、それから保育園の園舎どういうふうにするのかということは、まだこれからということなんですけども、ただやっぱりこういった地域の方なんかも含めて説明するのに、どうしてもやっぱり保育園の送り迎えのことということで、きちんとした説明というか、そういうものっていうのが、なされなきゃならないというふうに思うんですけど、そういった面ではやっぱり早くどういうふうな形で構想として配置を考えてるのかとかいうことも含めて、決めていくということが必要だと思うんですけども、そこら辺のスケジュールはどういうふうに考えておられますか。

**○岡田委員長** 松下事務局長。

**○松下教育委員会事務局長** きょうのところ、本当にこういった構想を持っているという御報告でございまして、これから今、委員さんの質問にもありましたけども、詳細なことを決めていくということですけども、当然決めるに当たっては、地元への説明、学校もそうですし、PTAの方ですとか、地元ですとか、そういったところにはきちんとした説明をしながら地元の意見をしっかり聞きながら進めてまいりたいというふうに考えております。

**○岡田委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** ここでちょっとぱっと見て、全然機能は別なんですけども、明道公民館の移転を一時、小学校の敷地にどうとかっていう話があって、いろいろ地元の方の理解がなかなか得られなかったということがあったと思うんです。そういったことも含めて、全然機能は違うんですけども、やっぱり新たに小学校の敷地に保育園の機能が加わるということになるわけですから、全くやっぱりそういうふうなところ、地元の皆さんの理解というか、そういうものがやっぱり欠かせないなというふうに思うんですけども。例えば、こういった保育園の施設が入ることによって、これまでの啓成小学校のスペース的に、グラウンドですとか、校舎のそういったものが、非常に制約を受けるというふうなことがあってはならないというふうに思うんですけども、そこら辺はどういうふうにお考えですか。

**○岡田委員長** 松下事務局長。

**○松下教育委員会事務局長** 一応、敷地の中に学校機能と保育所機能とグラウンドの確保というところが入るかどうかということだけは、一応、営繕課というところをお願いをして入るということで、それで今回こういった構想で進めてまいりたいなということです。ただ、レイアウトですとか、そういったことは今後の詳細な検討の中で決めていきたいというふうには思っておりますけれども、まさに委員さんおっしゃいますように、例えばグラウンドが非常に狭くなって、学校のグラウンドとして使い勝手が悪くなるというような

ことが、これはあってはいけないというふうに考えておりますので、そこら辺の機能はしっかりと確保したいというふうに思っております。

○岡田委員長 そのほか。

田村委員。

○田村委員 質問したかったことも次々出ちやいましたのであれですけども、基本、この学校ってもともと1,000人以上いた校舎が今度280人ですか、イメージとして約3分の1ぐらい、ピークから比べると。そう考えたときに次の建てかえっていったときの規模というのは、イメージとして現状維持なのか、大体何割程度に抑えたものにするのか、そういった青写真的なものってございますか。

○岡田委員長 松下事務局長。

○松下教育委員会事務局長 今現在、282名という在校生でございます。それで、今の規模に合わせて、教室ということで整備を進めた場合に、今後、例えばですけど、こういった新しい学校で保育園との複合施設があるということで、この啓成校区内に子どもさんがふえる可能性というのももちろんございますので、そういったところをやはりプラス何部屋かは維持をしながら子どもさんがふえても対応ができるような、そういった設計にしたいというふうに考えております。

○岡田委員長 田村委員。

○田村委員 まだこれ、実施は随分先ということなので、先ほども地域に対して説明という話がありました、もしくは親御さんに対して。そういったものについても、もちろん東保育園さんの、これはもちろん説明している間にどんどん卒業もされるんでしょうけれども、やはりそういったものってというのは、継続して情報提供、説明というのはしっかりするべきだというふうに私も思うんですが、そのあたりの見解を伺いたいんですが。

○岡田委員長 松下事務局長。

○松下教育委員会事務局長 委員さんおっしゃいますとおりだと私も思っておりまして、本当に地元への説明ですとか、保護者への説明、これは節目節目でやはり説明をしていかなければいけないなというふうにも思ってます。それと、説明の中でそういった地域住民の方の意見ですとか、そういったことも吸い上げて、教育委員会だけの思いで勝手につくるということがないように、しっかりと地元の意見を聞きながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○岡田委員長 田村委員。

○田村委員 もうこれはしっかりと進めていただきたいと思います。要望したいと思いません。

今回初めて、保小連携型という言葉を目にしたんですが、以前はそのいわゆる小中連携だったりとか、そういったことは聞いたことは何度もあるんですが、今後こういう保小連携型というのを進めるということによろしいんですか。

○岡田委員長 松下事務局長。

○松下教育委員会事務局長 これまでは、中1ギャップというような言葉があるように、小学校から中学校に行くときに中学校に入ったはいいいけれども、その中学校の生活に少しなじめないということがございました。近年は保育園、幼稚園から小学校に入るとき、または入った後に、なかなか生活になじめないというようなところがございまして、小1プ

ロblemというような言葉もございますし、そういったところを解消していきたいということで、今、教育委員会とこども未来局が一緒になって取り組みを進めております。

それで、今回この保小連携型という名前をつけてやっておりますけども、ここがたまたま啓成小学校は、改築ということでレイアウトも少し自由になるということですが、今後、小中学校の大規模改修は基本的には先ほど説明しましたように、長寿命化ということで、そうすると躯体はそのまま残りますので、レイアウトの自由さってというのは少し少なくなってくるということもございますし、また保育所の統合計画も今、こども未来局のほうで進めていただいておりますけれども、その場所ですとか、規模ですとか、そういったところが今回のように合致することがあれば、今回初めてですけども、それに続くようなことも、もちろん考えていきたいというふうに思っております。

**○岡田委員長** 田村委員。

**○田村委員** 最後にしたいと思います。よくわかりました。いずれにしても、米子市においては非常に先進的な取り組みということで、大いに歓迎したいと思うのですが、例えば親御さんが、ぱっと聞いたときに、保育園にお子さんを預けようかという方が、例えばレイアウトの云々という話はまだまだ先だと思ってしまうのですが、例えば子どもたちが蹴ったサッカーボールだったり、打った野球のボールが園庭に飛び込んでくるんじゃないか、そういった懸念というのも出てきて当然だと思うんです。ですので、そういったところもしっかりと、安全については担保しながら進めていただきたいと思います。最後にその見解を伺いたいと思います。

**○岡田委員長** 松下事務局長。

**○松下教育委員会事務局長** 委員さんがおっしゃるとおりで、そこは私どもも心配しているところでございます。やはり小学校の高学年5、6年生であると体も大きいですし、サッカーボールを蹴ったスピードっていうのは非常に早くなってきますので、そういった中で小さい子どもさんが、例えば非常に危険になるということがございますので、その辺の管理上のところは、ちょっと分けるような形で安全を担保すると。ただし、同じ敷地でございますので、共用部分といいますか、そういったところを設けて自由に交流ができるような形でやるというふうに、そういう形がいいのかなというふうに今考えておりますので。安全の担保というのは、おっしゃいますとおり一番考えていかないといけないことだと私どもも思っておりますので、そういった視点で進めてまいりたいと思います。

**○岡田委員長** 稲田委員。

**○稲田委員** 重なるところがありますが、端的に聞かせてください。4の整備スケジュールなんですけど、一番下、米印、東保育園の移転改築工事は35年度以降ということですが、先ほどまでの話ですと、ハード整備がかなりいろいろな選択肢がある中で進めていくということは理解しました。だけど、ただ、この保育園の園舎は基本別なのか、ある程度は複合施設という言葉出ましたので、今は何も決まってないのはわかりますけど、両方想定できる、要は別棟なのか、複合なのか、それぞれの検討をこれからしていきますよという認識でよろしいですか。

**○岡田委員長** 松下事務局長。

**○松下教育委員会事務局長** このあたりも多分全国的にいろいろな形というのもあると思いますので、そういったものも参考にしながらどういった建築方法がいいのかというこ

とは、今後また詰めていきたいというふうに考えておりますので、現時点では決まったものではなくて、本当にこの限られたスペースの中で、どうレイアウトしていくか、どういった施設がいいのかということは、今後ちょっと考えていきたいというふうに思っております。

○岡田委員長 稲田委員。

○稲田委員 わかりました。私も実は自分の子どもが住吉小学校、後藤ヶ丘中学校で、要は大型改修を経験して、要は長い間グラウンドが狭いままであったと。これで見ますと、33年度、これは啓成小学校単体で考えても、これは2カ年ぐらい、これはいたし方ない部分、それはいいんですけれど。そこに東保育園の件が入ってきて、結構3年ないし、もしかしたら4年ぐらいグラウンドが使えないようなこともあるんじゃないかなという危惧があります。ただ、全体構想は決まってないということなので、その点は重々考慮されると思いますので、短い年数になったほうがいいですよというところは共通認識させてもらって、これで終わります。続けて。

○岡田委員長 稲田委員。

○稲田委員 保小連携についてですが、これ委員長の差配で、今はまだ部局がしっかりある中でということ、これは理解しました。要は、これはハード整備とソフト整備が両方いろいろ考えていますよという、これだけ確認させてください。

○岡田委員長 松下事務局長。

○松下教育委員会事務局長 委員おっしゃいますとおり、ハード整備に加えてソフト事業がきちっとできるように両方考えております。

○岡田委員長 そのほか、委員の方ありませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○岡田委員長 それではないので、以上で総務文教委員会を閉会いたします。

**午後2時17分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務文教委員長 岡 田 啓 介